

この冬は全体的に気温高め雪少なめ、でも急な大雪もあり、です。予報チェックで作業の段取りを。

## 確定申告 インボイス導入後初の消費税計算、理解して臨もう

### △確定申告 消費税申告でまず確認▽

今回の申告で、消費税についてはまず確認することからです。

・ 自分は課税業者なのか、課税業者なら簡易課税か本則課税か

まずは2年前(令和3年)の売上が1千万を超えているか確認し、1千万を超えていれば「元々課税業者」なので、消費税の計算対象期間は従来通り所得税と同じ1年間、2割特例も使えません。そして昨年までの申告書控えを確認し簡易/本則どちらか、また簡易課税の申請書写しが手元に無いか確認しましょう。また今回税務署から送られた確定申告用紙の第1表に丸印に「簡」の文字があり、第1種から6種までの事業区分の欄があれば簡易課税ですが、間違った用紙が送られて来る場合もあるのでよく確認しましょう。簡易課税であれば消費税計算の際仕入れ・経費を計算する必要はありません。

もし「本則課税」だった場合、特に今回の消費税申告は大変です。売上に関して課税・非課税の区分、また仕入れ・経費については、1月1日(9月30日分はみな計上でできますが、10月1日分以降は請求書にインボイスのあるものは全額、無いものは80%)、計上できるためその判別・計算が必要になります。非常に手間がかかりますが申告相談の前に必ずやっておく事です。でないと先へ進みません。

### ・ インボイスの登録日はいつか

令和5年9月30日までに申請した人はみな10月1日が登録日ですが、10月1日以降に申請した人は登録日がそれぞれ異なります。元々非課税業者で、インボイス申請で今回初めて課税業者になった人は「インボイス登録日」12月31日の売上・仕入・経費が消費税申告の対象になるので別に算出する必要があります。

ただし「2割特例」を使う人は仕入れ・経費の割合を8割とするのと同義なので、かかる期間の売上の計算は必要ですが仕入れ・経費の計算の必要はありません。

### △確定申告 所得税と消費税、中間納付を確認▽

意外と忘れがちなのが中間納付の存在です。昨年令和4年分の申告で一定額以上納税した人は令和5年分の税金を一部先納入(中間納付)しています。税務署から送られた申告用紙に印刷されていますので、金額を確認し申告に反映させてください。



### △確定申告の準備、経費関係でも確認▽

特に経費で例年確認もれが多いものを挙げます。  
・ 業務用に買った中古車の年式・価格(減価償却)  
・ 自動車税の金額(租税公課)  
・ 任意保険の金額(損害保険料)

### △確定申告の準備、控除関係書類も確認・準備▽

控除関係の書類は年末までには届いています。  
・ 生命保険料・地震保険料の控除証明書  
・ 国民健康保険料・国民年金保険料控除証明書ハガキ  
またはコンビニ等で支払った時の控え  
・ 年金支払いに係る源泉徴収ハガキ  
・ 住宅取得資金に係る借入金年末残高証明書  
・ 昨年の申告時の書類(確認、計上・記入もれ防止)も重要です。申告相談では必須です。

### △1月の消費税なくす街頭行動▽

1月23日(火)12時15分~13時00分  
アオーレ長岡前歩道にて行い、8名が参加しました。時折吹雪く中での行動で、足を止める市民もなかなかいませんでしたが、それでも「消費税を5%に」の署名が1筆あり、署名した方は「とにかく困るんですよね」とつぶやいていました。またチラシを入れたティッシュを配ったところ多くの方が受け取りました。



### △会員の角屋さんの記事が商工新聞全国版に掲載▽

先週配布の商工新聞全国版2月5日号1面「経営ブルース」のコーナーに、長岡民商常務理事・青年部長の角屋健一さんの店「トータルカーネイルスミケン」が紹介されました。

長岡民商会員が全国版で紹介されるのは珍しく、今回は角屋さんの信念や方針が伝わってくる記事になっています。長岡民商会員のみなさんぜひ先週号をチェックしてください。

### △重税反対長岡集会日程決まる▽

今年もやります長岡集会！

日時：3月12日(火)10時より  
会場：三越タクシー5階ホールに集合

集会後長岡税務署までデモ行進し、集団申告すべく持ち寄った申告書を税務署に渡します。詳しくは今回配布のチラシをご覧ください。

